

六十一 第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険類似の診療報酬についての不適用)</p> <p>67 - 2措置法第67条.....</p>	<p>(社会保険類似の診療報酬についての不適用)</p> <p>67 - 2同条.....</p>
<p>(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入)</p> <p>67 - 3法第2条第18号イ.....</p>	<p>(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入)</p> <p>67 - 3法第2条第18号イ(1).....</p>
<p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67 - 4 (1) (2) <u>一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定への繰入額(法第52条第2項の規定により損金の額に算入した金額をいう。)</u>は、当該事業年度終了の時に おける<u>同項</u>による貸倒引当金の繰入れの対象となる金銭債権の額の比によ り配賦する。 (3) (注)1 2</p>	<p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67 - 4 (1) (2) <u>一括評価による貸倒引当金勘定への繰入相当額(貸倒引当金勘定への繰入額から当該繰入額のうち法第52条第1項第1号に掲げる金額に達するまでの金額を控除した金額をいう。)</u>は、当該事業年度終了の時に おける<u>同項第2号</u>による貸倒引当金の繰入れの対象となる金銭債権の額の比によ り配賦する。 (3) (注)1 2</p>